

令和3、4年度
高浜町競争入札参加資格審査申請要領

福井県大飯郡高浜町 建設整備課

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項および第167条の11第2項の規定に基づき、令和3年度から令和4年度にかけて高浜町(本庁及び出先機関等)が発注する建設工事、測量業務・設計業務・建設コンサルタント・補償コンサルタント・地質調査・その他工事関連委託業務(以下「測量等」という。)、物品の製造・販売・買入れ・役務の提供等(以下「物品等」という。)の契約にかかる競争入札に参加に必要な資格の審査を次のとおり定める。

資格審査を希望する者は、この要領に従って書類を提出することとする。

1. 入札参加資格の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入札に参加することができない。

共通事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者(契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)
- (2) 税を滞納している者(共同企業体の場合はすべての構成員)
- (3) 申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載した者
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事項があった場合

申請業種別事項

《建設工事申請者》

・建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく許可を受けていない者。

ただし、建設業法施行令第二七条の一三に該当しない者(以下「軽微な工事業者」という。)を除く。

《測量等申請者》

・参加を希望する業務に必要な次の各号の資格の登録を受けていない者

①測量法(昭和24年法律第188号)第55条

②建築士法(昭和25年法律第202号)第23条

③不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条

《物品等》

・営業に関し必要な許可を得ていない場合

2. 申請方法

(1) 受付時期

定期受付 令和3年1月18日から令和3年2月19日まで(当日消印有効)

随時受付 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、持参受付は土曜日・日曜日・祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く

(2) 提出方法

- ① 郵送申請
- ② 持参申請(町内業者に限る) 9時～12時 13時～15時

3. 有効期間

- (1) 定期受付 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
- (2) 随時受付 受付、登録日の翌日から令和5年3月31日まで

4. 提出先

〒919-2292
福井県大飯郡高浜町宮崎 第86号23番地2
高浜町役場 建設整備課
メールアドレス kensetu@town.takahama.fukui.jp

5. 提出書類及び注意事項

- (1) 建設工事に係る資格審査の申請書類は、別添1のとおりとする。
- (2) 測量等に係る申請書類は、別添2のとおりとする。
- (3) 物品等に係る資格審査の申請書類は、別添3のとおりとする。
- (4) 入札参加資格申請に関する問い合わせは建設整備課メールアドレス宛に、件名に「入札参加資格申請_質問」と記入し行うこととする。

6. 紙ファイル色指定

建設工事の色は「緑色」、
測量等の色は「青色」、
物品等の色は「桃色」とする。

7. 申請書等入手方法

提出書類等は、高浜町ホームページから「高浜町入札参加資格審査申請システム」(以下「申請システム」という。)をダウンロードし入手するか、または、建設整備課窓口に配備する関係書類を申請者が複写して入手する。

なお、郵送等関係書類の配布は行わない。

(インターネットアドレス) <http://www.town.takahama.fukui.jp/>

8. 申請書の作成方法

- ① 希望する資格審査に係る申請書類は建設工事、測量等、物品等の区分に対して、

それぞれ1部とする。なお、受付通知票は、各申請区分毎の様式とする。様式については各別添参照(受付通知票については以下同じ。)

- ② 返送先の郵便番号、宛先を記入のうえ84円切手を貼付した封筒を同封すること。
- ③ 申請システムにて作成した電子データを建設整備課メールアドレス宛に、件名に「入札参加資格申請_建設等の区分名_会社名」を記入し送るか、電子データの入ったCDケースに申請ソフトで作成したラベルを糊付けし、申請書類に添付し申請すること。

9. 変更の届出

申請者は有資格期間中、申請内容に変更があった場合は競争入札参加資格申請書変更届を提出すること。

(様式は高浜町ホームページからダウンロードにて入手すること。)